

所管部課		会計課		部長	田代 雄己		興
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1	審議事項		2 報告事項
関係事項	条 例 規 則						
	部 課 機 関	福祉推進課、臨時福祉給付金等担当					
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 平成29年度に実施する東大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業にあたり、申請者が現金支給を希望した場合に対応できるようにするため、東大和市会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 ① 特例で資金前渡を規定している附則第4項を一部改正する。 ② その他文言整理等を行う。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 現金受領を希望する申請者への支給が可能となる。</p>							
<p>2 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課にて事前審査済み</p>							
<p>3 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。</p>							
<p>5 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。